

平成24年（ヨ）第262号・同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

262号、318号事件債権者 262名

両事件債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2012年11月26日

大阪地方裁判所 第1民事部 合議係 御中

債権者ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 | |
|------|---|------------|-----------|------------------|--|-----------------|
| 甲140 | 第179回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要 | 写 | H24.8.3 | 福井県原子力安全対策課 | 8月3日の協議会で、制御棒挿入性の問題について細川県議の質問に対し、保安院や中川専門委員会委員長が答えている速記録。この協議会は、環境放射能や原発の運転管理に関する状況を的確に把握して安全を守ることを目的としており、会長は知事、副会長は県議会議長、委員には各町長や農協・漁協・森林組合等の会長、あるいは医師会長や青年団長、婦人会長等、県のほとんどの要職を占める人たちで構成されている。その場で、制御棒挿入時間は基準値2.2秒を守るべきことが確認された。 | |
| 甲141 | 平成24年(行ウ)第117号発電所運転停止命令請求事件答弁書 | 写 | H24.8.29 | 被告指定代理人 | 大飯3・4号機の運転差止を求める行政訴訟において、国が提出した答弁書。その24頁で、制御棒挿入時間が2.2秒を超えれば技術基準違反であるとの判断が明確に述べられている。 | |
| 甲142 | 平成17年度 原子力施設等の耐震性評価技術に関する試験及び調査機器耐力その2(PWR制御棒挿入性)に係る報告書 | 写 | H18.8 | 独立行政法人 原子力安全基盤機構 | 原子力安全基盤機構(JNES)が大飯3・4号機と同レベルの試験装置を用いて地震時の制御棒挿入試験を行い、その結果に基づき、かつ試験装置と実機との相違を考慮して、実機について地震による制御棒挿入時間の解析を行った結果。700ガルで2.29秒とすでに基準値2.2秒を超えること、1260ガルでは3.26秒にもなっており、とても「2.2秒程度」で入るとは言えないことが示されている。 | |
| 甲143 | 発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き | 写 | H22.12.10 | 原子力安全委員会 | 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(耐震設計審査指針)の運用・解釈として、活断層の認定にあたっては、「安全側」の判断を行うべきこと等 | 甲102とは別の箇所からの抜粋 |
| 甲144 | 大飯発電所敷地内F-6破砕帯の追加調査の中間報告 | 写 | H24.10.31 | 債務者 | F-6破砕帯の追加調査の内容及び日程等 | |
| 甲145 | 「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第1回評価会合」議事録 | 写 | H24.11.4 | 原子力規制委員会 | F-6破砕帯の現地調査の結果、有識者が、地層のズレのできた時期が12万5000前以降であり、活断層であることは否定されないことで一致したこと | |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 | |
|--------|--|------------|-----------|---------------|--|--------|
| 甲146 | 「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回評価会合」議事録 | 写 | H24.11.7 | 同上 | 同上 | |
| 甲147 | 平成24年度原子力規制委員会第11回議事録 | 写 | H24.11.14 | 同上 | 同上 | 1ないし5頁 |
| 甲148 | 読売新聞福井版記事 | 写 | H24.11.8 | 読売新聞社 | 債務者がF-6破砕帯の位置や長さを修正する報告をし、有識者会合のメンバーから疑問の声が出たこと等 | |
| 甲149 | 読売新聞記事 | 写 | H24.11.23 | 読売新聞社 | 原子力規制委員会が債務者に指示したがF-6破砕帯の追加調査が来年2月以降まで完了しないこと等 | |
| 甲150 | 電気新聞 | 写 | H24.11.22 | 社団法人日本電気協会新聞部 | 原子力規制委員会委員長が、破砕帯調査中に稼働停止を求める考えのないと記者会見で述べたこと等 | |
| 甲151 | 渡辺満久教授意見書 | 原 | H24.11.23 | 渡辺満久 | 1 FO-A断層と熊川断層が一連の断層帯と評価できること。 2 大飯原発敷地内に存在する多数の断層が活動する可能性が高いこと。 | |
| 甲152 | 中田高名誉教授が事前会合に提出した資料(双児崎の調査について) | 写 | H24.10.23 | 中田 高 | 双児崎の地形が、熊川断層の左横ずれの断層変位と調和的であること。 | |
| 甲153 | 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合事前会合の議事録 | 写 | H24.10.23 | 原子力規制委員会 | 島崎委員長代理が、熊川断層が、双児崎北西部分のJNO-1まで延びているとの見解を示していること。 | |
| 甲154-1 | 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震動に関する知見の反映について」 | 写 | H24.1.25 | 旧原子力安全・保安院 | 5km以内に隣接する活断層を一連の断層帯と評価するルールが存在すること。 | |
| 甲154-2 | 朝日新聞WEB版記事 「離れた活断層も連動考慮 原発の想定、保安院が指示」 | 写 | H24.1.26 | 朝日新聞社 | 同上 | |
| 甲155 | 渡辺満久教授講演会DVD | 写 | H24.11.23 | 渡辺満久 | 1 FO-A断層と熊川断層が一連の断層帯と評価できること。 2 大飯原発敷地内に存在する多数の断層が活動する可能性が高いこと。 | |
| 甲156 | 渡辺満久教授講演会資料 | 写 | H24.11.23 | 渡辺満久 | 同上 | |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備 考 |
|------|--|--------------|-------|---------|-----|
| 甲157 | 福井新聞記事 「大飯原発近くの3 断層ほぼつながる 連動可能性, 敷地 内も動いた疑い」 | 写 H24.11.16 | 福井新聞社 | 同上 | |